

第24号議案 長崎市手話言語条例

目次

1 条例の概要	P 1～3
2 条例制定までの経過	P 4
3 条例制定に係る意見聴取	P 5
4 関係法令（一部抜粋）	P 6

福 祉 部

平成31年2月



1 条例の概要

(1) 制定理由

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。「ろう者」は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解するため、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育みながら、日常生活及び社会生活を営んできたが、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたが、手話や「ろう者」に対する理解が十分に深まっているとは言えず、また、手話を使用することができる環境が十分に整っているとは言いがたい状況である。

そこで、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使用しやすい環境を整え、「ろう者」が支障なく日常生活及び社会生活を営むことができ、「ろう者」と「ろう者以外の者」が共に生きる地域社会の実現を目的とし、条例を制定するものである。

なお、この条例の制定により、さらに手話に関する施策を推進し、手話に対する本市の考え方や手話への理解の促進及び手話の普及に取り組む本市の姿勢を市内外に示すこととしたい。

(2) 主な内容

2 ページ「主な内容」及び3 ページ「推進方針」参照

(3) 施行日 平成31年4月1日

主な内容

1 目的 手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、本市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、ろう者が支障なく日常生活及び社会生活を営むことができ、ろう者及びろう者以外の者が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

2 基本理念 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- ・ろう者は、手話により意思の疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと。
- ・ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合うこと。

3 市の責務 本市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及のために、必要な施策を推進する。

4 市の役割

(1) 施策の推進

本市は、次に掲げる施策を推進する。

- ア 手話を理解するための機会の提供に関する施策
- イ 手話の普及及び啓発に関する施策
- ウ 手話により情報を取得する機会の提供に関する施策
- エ 手話により円滑な意思の疎通ができる環境の整備に関する施策
- オ 手話通訳者の養成及び派遣に関する施策 など

(2) 学校における理解の促進

本市は、学校教育の場における手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じ、手話に対する理解の促進に努めるものとする。

(3) 医療機関における手話の普及

本市は、医療機関における手話通訳者を派遣する制度の周知等の取組を通じ、医療機関に対する手話の普及に努めるものとする。

(4) 災害時等の支援

本市は、災害時等において、ろう者に対し、情報の取得及び意思の疎通の支援について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 市民の役割 市民は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

6 事業者の役割 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

7 市・市民・事業者の役割

(旅行者への対応) 市、市民及び事業者は、おもてなしの心を持ち、手話を必要とする旅行者が安心して滞在することができるよう努めるものとする。

推進方針

【段階】

【事業・取組】

【① 知る】

- 手話を知ってもらう
 - ・手話は言語であること
 - ・「ろう者」のこと
 - ・手話の歴史や手話言語条例
 - ・手話の必要性や存在意義
 - ・聴覚障害児や保護者に手話という選択肢があること
- 手話を利用することへの配慮
 - ・手話を利用することに対する配慮の必要性
 - ・手話通訳者のこと

【② 覚える（身につける）】

- 手話を覚えて、少しだけ手話を使えるようになってもらう
 - ・挨拶等、簡単な手話を使えるようになる
 - ・手話を間接的に使えるようになる
- ※「間接的」・・・手話通訳者の派遣やテレビ電話等を使い「ろう者」と手話を用いた意思疎通を図ること

【③ 使う】

- 日常生活の中で手話を使えるようになってもらう
 - ・自身が手話を覚えて、使えるようになる
 - ・実際に日常生活において、手話を使用し意思疎通を行う

- ・広報紙やホームページ、リーフレット、ポスター、週刊あじさい等での周知、啓発（個々の事業の周知・啓発含む）

- ・健診時や保育所、幼稚園等での聴覚障害児の保護者への手話に関する情報提供
- ・ろう者が手話を使用することや手話通訳者が通訳等で職場を離れることに対し、事業者や従業員が配慮できるようになるための周知、啓発

- ・小、中学校等への手話普及啓発リーフレットの配布
- ・中学校へろう者と手話通訳者を派遣し、手話に触れる機会を提供
- ・公民館等での手話講座の実施
- ・職員への手話研修の実施

- ・手話通訳者養成講座（初級編）の実施
- ・事業所等への手話通訳者派遣事業の制度周知等

- ・手話通訳者養成講座（中・上級編）の実施
- ・手話通訳者派遣事業への手話通訳者としての登録

2 条例制定までの経過

時期	内容
平成 18 年 12 月	障害者の権利に関する条約において「手話は言語」と明記
平成 23 年 8 月	「改正障害者基本法」の施行 ⇒「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められた。
平成 25 年 10 月	全国の自治体で初の手話言語条例となる「鳥取県手話言語条例」の施行 ※平成 31 年 2 月 6 日時点において 225 自治体が手話言語条例・情報コミュニケーション条例を制定している。
平成 26 年 1 月	日本が障害者の権利に関する条約を締結 (平成 26 年 2 月 19 日に日本において効力発生)
平成 26 年 9 月	長崎市議会において、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が採択され、手話言語法制定を求める意見書が全会一致で可決。国へ意見書の提出がなされた。
平成 28 年 6 月	手話言語法の制定や手話などに関する施策展開の情報交換等を行うことを目的とした「全国手話言語市区長会」が設立され、長崎市も当初から参画 ※平成 31 年 1 月 18 日時点において 544 市区長が参画している。
平成 29 年 10 月 ～平成 31 年 1 月	一般社団法人長崎県ろうあ協会長崎支部、一般社団法人全国手話通訳問題研究会長崎支部、長崎手話サークル、長崎県手話通訳士協会（以下、「手話関係団体」という。）との意見交換会を計 5 回開催
平成 31 年 1 月	パブリック・コメントを実施

3 条例制定に係る意見聴取

(1) 手話関係団体からの主な意見とその対応

項目	意見
学校について	<ul style="list-style-type: none">・ろう学校では聴覚口話法での教育がほとんどで、手話はあまり使用されていない状況である。手話に触れる機会をもっと提供できないか。・健常者が通う学校などでも手話を学べる機会をつくってほしい。
医療機関について	<ul style="list-style-type: none">・病院での診察、診断結果の説明の際には手話通訳者を呼んでほしい。・医師の都合で診察の時間が決まるため、手話通訳者の方との日程調整が難しく、手話通訳者がいない中で説明を受けることが多い。
災害について	<ul style="list-style-type: none">・障害者が自宅で災害情報を取得することはとても大切。また、避難所においても不安に感じているので、情報の取得や意思疎通ができるような仕組みがあればと思う。・災害時だけではなく、事故や事件などにおいても健常者の方と平等な情報の共有ができればよい。
観光について	<ul style="list-style-type: none">・旅行者の方へおもてなしの心を持った対応ができればよい。また、長崎市の観光案内に手話通訳者をつけられないか。
事業者について	<ul style="list-style-type: none">・障害者が働きやすい環境となるよう、事業者の役割について条例に設けてほしい。

4 関係法令（一部抜粋）

（1）障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）

（定義）

第二条 この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

（2）障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（3）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。